様式第３号（第３条関係）

許可しない旨の通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

下関市長　　　　　　　　印

　　　　年　月　日付けで申請のありました下関北都市計画特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例第４条第２項の規定による許可の申請については、次の理由により許可をしないこととしましたので、下関北都市計画特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例施行規則第３条の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 許可しない理由 |  |

　　注　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に、市長に対して不服申立てをすることができます（ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内であっても、決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には不服申立てをすることができなくなります。）。

　　　　また、この決定の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、不服申立てを行った後においては、その不服申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。